

◎佐賀県条例第19号

佐賀県企業立地の促進に関する条例を廃止する条例

佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に、この条例による廃止前の佐賀県企業立地の促進に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づき県又は市町と立地に係る協定を締結している者に対する県税の特例措置又は企業立地補助金の交付については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第4条中「特区内」とあるのは、「旧条例第3条第1項の規定により指定された特区内」とする。